

あなたも

組合の力をさらに伸ばすために!

組合士!

中小企業組合に従事する方々の資質の向上を図るため、その職務に必要な知識に関する試験(毎年12月の第1日曜日)を行い、合格者に「中小企業組合士」の称号を与えます。
現在、中小企業組合士の方々は、組合、金融機関など各分野で活躍されています。

(平成24年度中小企業組合検定試験「組合会計」第3問 設問1より)

(設問1)次に掲げる文章は、組合に関する税法の取扱いを述べたものである。文中の の中に最も適切な語句を、下記の語群の中から選び、その記号を解答用紙の解答欄に記入しなさい。

1. 協同組合は、各事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内に確定した決算に基づき イ 金額又は損失金額、法人税の額等を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、確定申告書の提出期限の延長の承認及び提出期限の延長の特例の適用を受けていない場合とする。
2. ロ 申告法人の各事業年度開始の前9年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該事業年度の金額の計算上損金の額に算入する。
3. ハ 金の金額が1千万円以下の協同組合で事務所が1ヶ所であり、従業員数が50人以下であるときの法人住民税(道府県(都)民税と市町村民税の合計)均等割の標準税率は年額7万円である。



(語群)

A. 利益 B. 基本 C. 出資 D. 青色 E. 所得 F. 白色

解答は、P16に記載してあります。

組合士及び検定試験に関するお問い合わせは、中央会 企画振興課までお気軽にどうぞ!

ピンポイント 組合運営

PINPOINT!

理事の辞任届の効力について

回答

質問

理事が辞任届を提出し、理事会に出席しないとき、その理事は理事会の決定事項について責任を負わなければなりませんか。

組合と理事との関係は委任関係であり、その委任関係の終了は相手方の承認を必要とせず一方的に終了させることができるので、理事は辞任届をもって理事を辞任したことになります。しかし、中協法第36条の2で、辞任により法定数を欠くときは、辞任した理事は、後任者が就任するまでは理事としての権利義務を持つからご質問の欠席した場合は、欠席した理事としての責任を負わなければなりません。